

第5章 地域ぐるみで取り組む文化財の保存・活用と展開方向

第1節 文化財の保存・活用の枠組み

前述の基本理念や取組方向などを踏まえ、津和野町における文化財の保存・活用の展開方向（大枠・フレーム）を以下のように設定する。

なお、文化財の保存・活用の方策に関する取組内容や具体化の手順などについては、「津和野町歴史文化保存活用計画」で明らかにする。

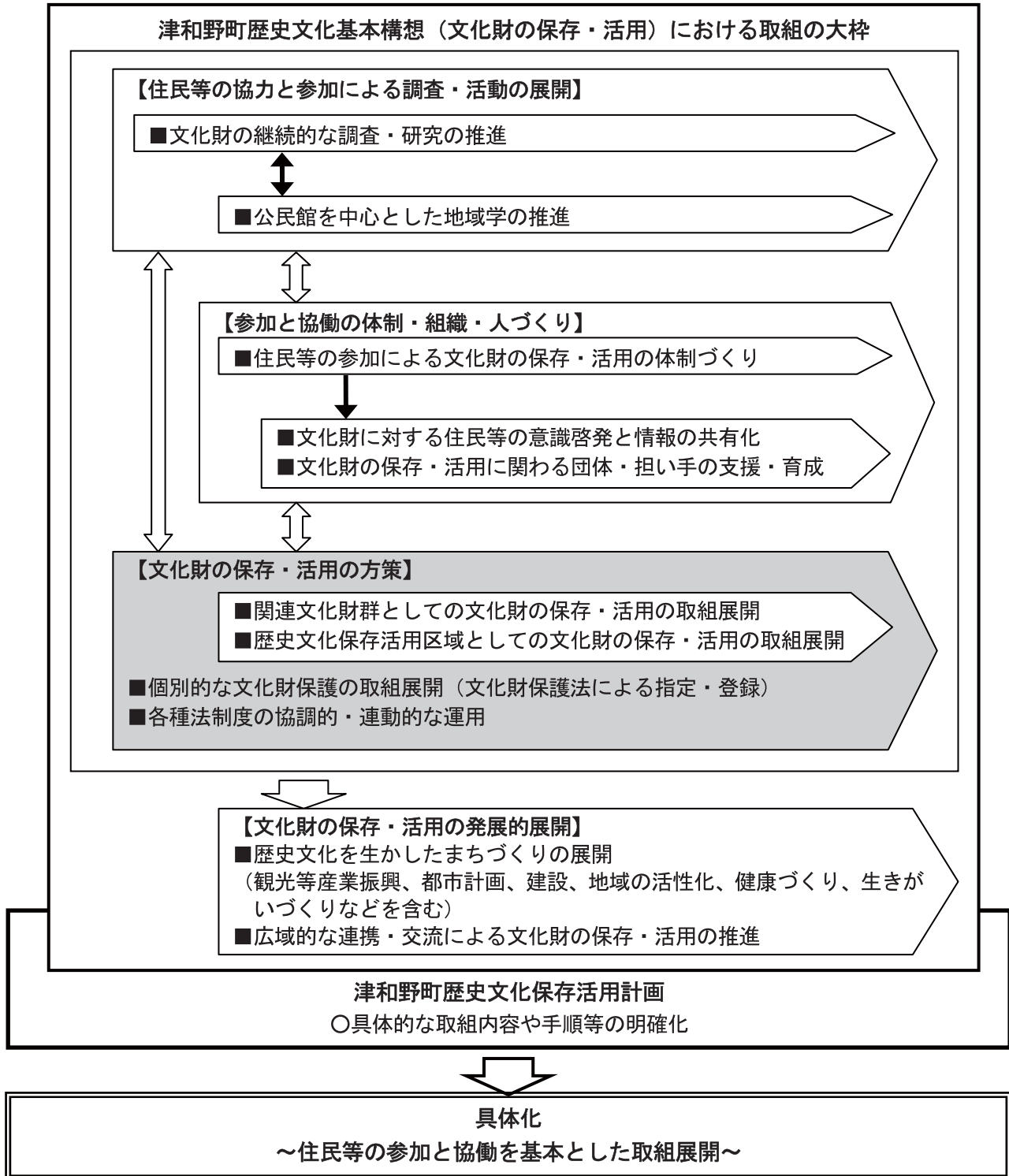


図1-5-1 津和野町の文化財の保存・活用に関する展開方向（大枠）

第2節 参加と協働の体制・組織・人づくり

1 住民等の参加による保存・活用の体制づくり

庁内において、文化財部門、観光部門、建設部門、総務部門、農林部門等から構成する「歴史文化基本構想推進チーム（仮称）」の設置を検討するなど、庁内の連携体制を強化する。

本モデル事業において設置した歴史文化基本構想等策定委員会及び運営委員会を、それぞれの特色・性格を踏まえながら、前者を「歴史文化基本構想等推進委員会（仮称）」、後者を「歴史文化のまちづくり委員会（仮称）」として継承・発展させ、構想推進の役割を担うようにする。また、新たな参加者・団体も適宜、受け入れていく。

津和野町教育委員会が事務局を担い、行政と上記の2つの委員会及びその他担い手・団体などによる推進母体を構築し、協働による取組を進めていく。

さらに、連絡・調整、協議・発案、さらには連携した行動などを行う場として、「歴史文化基本構想等推進合同委員会（仮称）」を設置する。

地区レベルにおいては、公民館を拠点とした歴史文化に関わる取組を推進するとともに、地域学※やまちづくりへとつながることを目指す。そのための公民館の態勢や人材育成に努める。

2 文化財に対する住民等の意識啓発と情報の共有化

文化財の保存・活用の基礎的な条件として、住民の文化財に対する意識啓発を図る。また、文化財に関わる学習・体験機会の確保を図るとともに、情報を分かりやすく伝え、情報の共有化に努める。

さらに、観光客など津和野町を訪れた人々に対しても、文化財の魅力と合わせて、文化財保護などに関わる意識啓発を図る。

3 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、民俗芸能などの担い手の確保・育成に努める。

歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習機会の確保などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

前述の「歴史文化のまちづくり委員会（仮称）」については、本構想の推進のための地域における行動委員会と位置づけ、文化財の調査、維持・管理の支援、活用、普及・啓発活動などが行える組織として育成する。

※ 地域学

自分たちが住む地域の自然、歴史、人、事象などを、学術的なことも取り入れながら学び、一人ひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを図っていくもの。

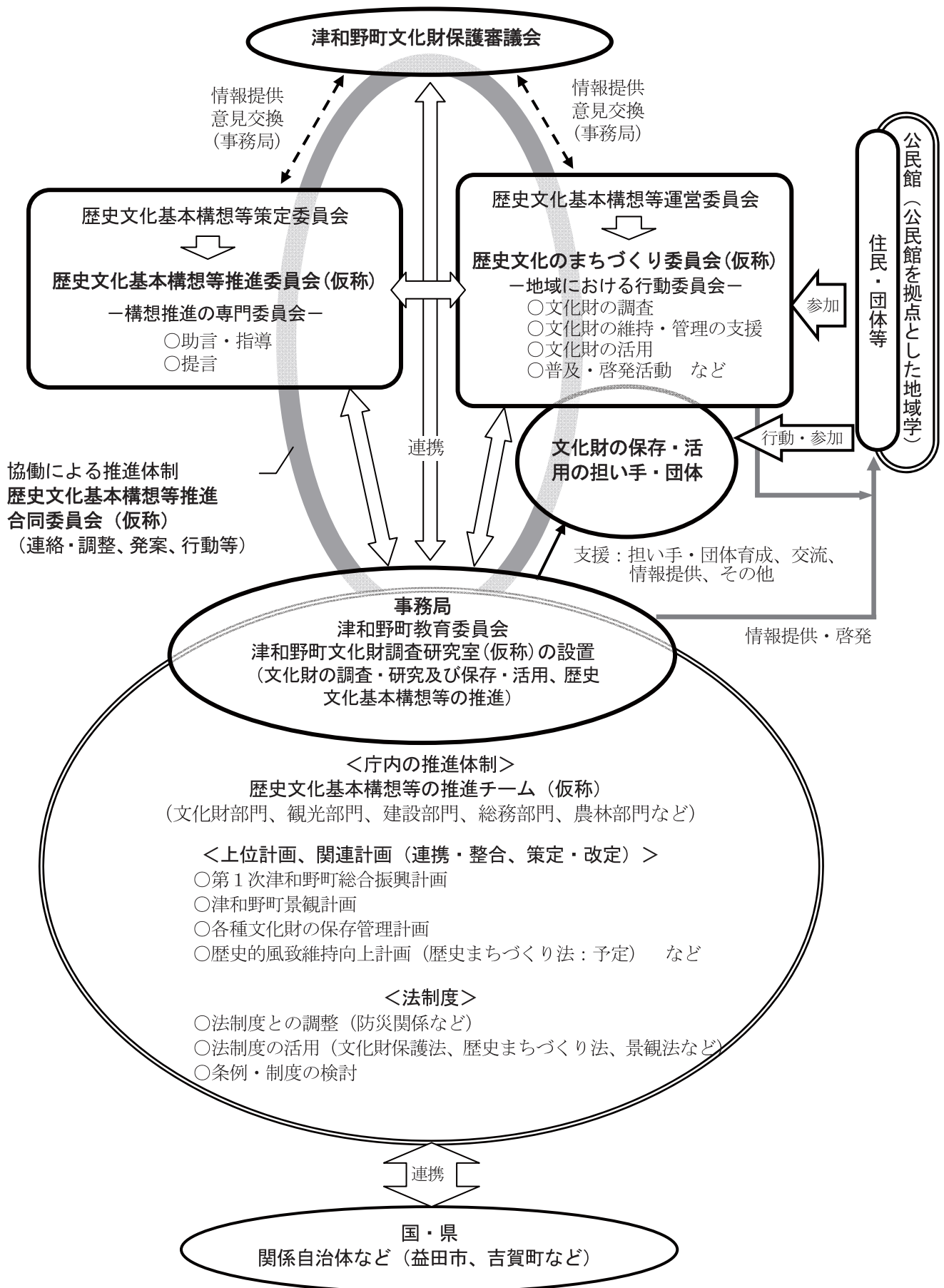


図1-5-2 文化財の保存・活用の体制案(構想の推進)

第3節 住民等の協力と参加による調査・活動の展開

1 文化財の継続的な調査・研究の推進

地元調査員等による文化財の調査の体制や実績、経験を踏まえ、今後においても調査体制を充実・強化しながら、文化財の調査を継続的に実施する。

また、文化財の調査と合わせて、専門家等の協力体制を強化しながら、津和野町の文化財の研究を進める。

こうした文化財の調査や研究のプロセス、成果などを、適切かつ分かりやすく、そして広く情報提供していく。

2 公民館を中心とした地域学の推進

本モデル事業では、全公民館での住民参加によるワークショップと補足聞き取りを行い、地域の宝となる文化財の再発見（調査で取り上げた文化財の確認、新たな文化財の抽出など）を行うとともに、新津和野百景につながる景観の検討を行った。ワークショップでは、地域の高齢者の方々から、様々な歴史文化に関わることを引き出すことができたが、これを若い世代に引き継ぐことが課題であることも分かった。

こうした取組は、文化財の総合的把握のみならず、文化財を通じて“地域学”へと発展し、住民一人ひとりが主体的に学び、交流し、知恵や労力を出し合いながら、協働による地域づくりが展開される可能性を持っていると考える。

このため、歴史文化などを生かしながら、地域における文化的な活動を支える場である公民館を拠点として、“地域学”が育っていくよう取り組んでいく。



公民館におけるワークショップ

第4節 文化財の保存・活用の方策

1 関連文化財群としての文化財の保存・活用

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な文化財を、歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するものであり、文化財及び歴史文化の価値と特色を示すものでもある。

本構想では、8つの個別的なテーマ（広義の関連文化財群）及び1つの通史的なテーマをもとに、関連文化財群を設定しており、これらを切り口として、文化財の調査・研究と価値の把握を進めながら、保全・活用に取り組む。

その中では、生涯学習や観光振興などとの連携に努めるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

2 歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用

歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものである。

本構想では、11の歴史文化保存活用区域を設定している。それらは、旧城下町などからなるエリア（街・野）、笹ヶ谷銅山や木部、畑迫を中心としたエリア（野・山）、高津川を軸としたエリア（山・野）に大きく分けられるとともに、共有する内容を持ち、街道などで相互につながる。

こうしたことを踏まえ、歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用や区域相互のネットワーク化、さらには歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

3 個別的な文化財保護の取組展開

文化財の調査・研究の成果などによって、一定水準以上の価値が把握できたものについては、関係権利者の同意状況や維持管理の体制等を勘案しながら、文化財保護法などに基づき、文化財の指定または登録に努める。

なお、文化的景観については、前述の関連文化財群や歴史文化保存活用区域の観点を踏まえながら検討する。また、高津川を軸とした文化的景観については、流域の益田市、吉賀町と連携した取組を進める。

4 各種法制度の協調的・連動的な運用

本構想は、従来の文化財保護行政の枠を超える形で、観光、建設、都市計画、農林、情報などの部門の参加・連携のもとに策定を行った。

本構想の推進にあたっては、こうした経験と実績を生かしながら、庁内の協力・連携体制のもとに、文化財保護法や景観法、都市計画法、歴史まちづくり法など関係する法制度を協調的・連動的に運用しながら、効果的に取り組んでいく。

第5節 文化財の保存・活用の発展的展開

1 歴史文化を生かしたまちづくりの展開

文化財そのものを対象とした保存・活用から、関連文化財群や歴史文化保存活用区域の観点などを取り入れながら、歴史文化を生かしたまちづくりへと発展させていく。

その方策としては、文化財保護行政と歴史的風致の維持・向上を目的とした歴史まちづくり法との連携を図ることが有効であり、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を図り、国による認定を目指す。

また、公民館を拠点とした地域学の推進、文化財行政と観光等の産業振興や学校教育、都市計画、建設部門などとの連携強化、地域ぐるみでの景観づくりの促進などに取り組む。

2 広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進

津和野町の文化財の中には、広域的な関係や広がりをもつものが多数ある。

そのうち、清流高津川は、源流域から河口まで、周辺の自然環境や集落、農地などと一体的な文化的景観を形づくっており、流域の益田市や吉賀町と連携しながら、文化的景観などの保存・活用に取り組む。

また、地域の発展と暮らしを支えてきた山口線は、鉄橋などの近代化遺産が今も生きており、沿線の市町の連携によって、近代化遺産の保存・活用や観光振興などに努める。

さらに、鉱山や人材など津和野に関わる文書・史料、史跡などは、町外にも存在しており、広域的な連携によってこうした資料の調査・研究を進める。

この他、山城跡や街道、民俗芸能などを生かした広域的な交流など、地域の魅力づくりや振興について検討する。



高津川と朝霧